

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和3年6月17日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、これを取り消すとの裁決を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当である旨主張している。

(1) 被相続人Aの保護について

被相続人A（意識がない状態）を職権で保護開始した処分庁は、急迫性を認めたとするが、医療費の支払が1割負担で済むことなどを考慮して保護を開始すべきである。親族の調査もされずに開始された保護は、後から取消しができるのではないか（以上、審査請求書）。

処分庁は、次の2度の機会に法29条調査を行うべきであった。

1 度目 保護開始決定時、法25条による職権保護の前

2 度目 平成 29 年 4 月 28 日に叔父を親族と確認した時点
処分庁が法 29 条調査を行うべき 2 度目の時点で、対象相続人の
確認を怠ったことが、前処分の取消裁決の結果となった（以上、反
論書）。

処分庁の法 25 条及び 29 条の行使に際し、請求人はなしえる行
為や方法をとることができなかった（年金担保制度の利用、医療費
の肩代わり等）（以上、再反論書）。

(2) 請求人に対する法 63 条返還処分（本件処分）

被相続人 A の死亡から 4 年後になされた本件処分は、あまりに遅
い（以上、審査請求書）。

処分庁は法 29 条調査を怠ったことを考慮の上、本件処分による
返還額を確定すべきである（以上、反論書）。（医療費の支払が 1
割負担で済むのだから、）本件処分による医療費の返還額は 10 分
の 1 だと思われる（以上、審査請求書）。

相続意思確認の書類には管理番号や担当部署印もなく公文書では
なくメモ文書の範疇で効力はない。

当方からの電話問合せに対して口頭説明のみでは十分とはいえない
（以上、反論書）。

被相続人 A の死亡から本件処分までの 5 年間に、請求人への連絡
は、相続放棄しないと返還金が請求されるという確認文書（公文書
ではない。）と本件処分通知の 2 文書のみである。

何も知りえない状況で、起きた事柄に何の対応もできず処分庁に
言われるがままの状態である。

裁判によって 63 条返還が取り消された事例（東京高判令和 2 年
6 月 8 日判タ 1478 号 31 頁）がある。

本件審査請求と似たような状況なので、別紙に記載する。この判
決内容について確認検討を願い、本件処分の取消しを求める（以
上、再反論書）。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年6月23日	諮問
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）
令和4年11月7日	審議（第71回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとし（1項）、民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとし（2項）、前2項（同条1項及び2項）の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないとしており（3項）、補足性の原則からは本来的な受給資格を有するとはいえない場合であっても、特に急迫した事由がある場合には例外的に保護を受けることができる余地を残している。
- (2) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。本通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。）は、保護の要否及び程度について、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、同通知によって認定した収入との対比によって決定するとしている（同通知第10）。

- (3) 法11条は、保護の種類として、生活扶助、医療扶助、介護扶助等を挙げている。
- (4) 法25条1項は、保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、速やかに、職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならないとし、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は、生活保護が必要な者に確実に保護が実施されるためには、相談を通じて真に急迫した状況（生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいう。）を的確に把握することも重要であるとしている（同通知I・1・(1)）。また、法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなるときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。
- (5) 法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。
- (6) 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を

返還しなければならないとし、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁）。

そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）は、「法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」としている（問13-5（答）(1)及び(2)）。

- (7) 民法は、相続は、死亡によって開始し（882条）、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継し（896条本文）、また、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなすとしている（938条及び939条）。

また、民法は、被相続人の兄弟姉妹が相続する場合の代襲相続を定める（889条1項2号、同条2項）ほか、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1としている（900条4号ただし書）。

- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律は、法による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者は、後期高齢者医療の被保険者とし（51条1号）、後期高齢者

医療の被保険者は、51条1号に規定する者に該当するに至った日から、その資格を喪失するとしている（53条2項）。

2 本件について

(1) 被相続人Aの保護

処分庁は、被相続人Aが入院している〇〇病院から出張面接の依頼があり、被相続人Aが預貯金等を有していることが推測できたものの、被相続人Aの意思確認が困難な状態であり、被相続人Aに代わって当該預貯金等を現実には活用できる者が直ちには見当たらず、被相続人Aが急迫した状況にあると判断して、法4条3項の規定に基づき、職権により本件保護をしたことが認められる。

そして、平成29年5月26日、被相続人Aが死亡したことから、本件保護を廃止したことが認められる。

以上の被相続人Aの保護の開始及び廃止について、違法・不当な点は認められない。

(2) 前処分

処分庁は、被相続人Aが死亡したため、本件保護を廃止し、被相続人Aの資産状況を調査したところ、本件預金口座に処分庁が生活保護を開始した平成29年4月6日時点で、4,833,790円の残高があったことが判明したことが認められる。このため、処分庁は、本件預金口座の払戻請求権4,833,790円を被相続人Aの資力と認定し、被相続人Aのために支給した保護費5,564,716円のうち、当該資力の額に相当する額を法63条の規定に基づく返還金額と決定し、その全額について、叔父に対して通知したことが認められる（前処分）。

問答集問13-5は、法63条の返還金額は、原則として当該資力を限度として、支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、当該世帯の自立を著しく阻害する場合については、一部の控除を認めることができる場合がある旨記載されているところ、本件の場合、保護金品の支給を受けていた被相続人Aは既に死亡している

のであるから、処分庁としては、返還額の一部控除を認める事由はないとするほかはない。そうすると、処分庁が、被相続人Aに支給した保護費のうち、上記の4,833,790円を、そのまま返還対象額としたことについては、違法・不当な点はない。

(3) 本件処分

処分庁は、前処分が裁決により取り消された後に相続人調査を行い、返還義務者を叔父、請求人及び請求外〇〇の3名に特定し、それぞれの相続割合により返還額を按分して、法63条返還請求をした。

返還義務者の特定は、相続人調査によって叔父のほかに判明した被相続人Aの法定相続人3名に対して、令和2年9月3日付けの文書により被相続人Aの死亡を知らせた後、3か月以上経過した令和3年3月30日付けで東京家庭裁判所に照会して、異母妹の相続放棄が受理されたこと、異母妹のほかに相続放棄申述がされていないことを確認して行われたことが認められる。

相続割合については、請求人の父は被相続人A及び叔父とその母のみが同じであるので、その相続分は、叔父の相続分の2分の1となる（請求人の父が3分の1、叔父が3分の2）。請求人は、父の相続分（3分の1）を請求外〇〇とともに代襲相続するので、請求人の相続割合は6分の1（3分の1×2分の1）となる（1・7）。

そうすると、被相続人Aに係る法63条に基づく返還額として処分庁が決定した4,833,790円について、請求人に対して、その相続割合（6分の1）で按分した額（805,631円）を返還するよう求める本件処分は、上記1の法令等の定めに則ってなされたものと認められる。

3 請求人の主張について

(1) 被相続人Aの保護について

請求人は、上記第3・(1)のとおり、違法な被相続人Aの保護を前

提とした本件処分は違法である旨主張するようである。

しかし、被相続人 A の保護に違法、不当な点がないと判断されることは上記 2・(1)のとおりであるから、この点に係る請求人の主張は理由がない。

(2) 本件処分について

ア 請求人は、上記第 3・(2)のとおり、医療費の返還額は 10 分の 1 となるべきで、本件処分は違法であると主張する。

しかし、法による保護を受けている者は、後期高齢者医療の被保険者にはなれないものとされているところ（高齢者の医療の確保に関する法律 51 条 1 号）、被相続人 A は、本件保護開始日から後期高齢者医療の被保険者としての資格を喪失し、法による被保護者であったため、後期高齢者医療の被保険者とはなり得ず、後期高齢者医療を利用することはできないのであって、保険者に医療費の負担を求めることはできないものである。そうすると、法律上、被相続人 A は、入院中の間の医療費について、後期高齢者医療の自己負担相当分ではなく、現実に医療扶助を受けた医療費 10 割相当分を返還することとなる。

したがって、本件処分のうち、処分庁が被相続人 A に対する医療扶助として支給した保護費の全額の返還を求める部分に違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

イ 請求人は、裁判によって 63 条返還が取り消された事例（東京高判令和 2 年 6 月 8 日判タ 1478 号 31 頁）があると紹介し、本件と似たような状況であるので確認検討し、本件処分を取り消すよう主張する。

請求人が言及する上記判決は、係争処分が法 63 条に基づく医療費全額の返還請求処分であり、保護開始時に被保護者の意思確認ができなかったもので、本件処分と似たような状況であるといえる。

しかし、上記判決は、あくまでも被保護者本人に対して費用返

還請求処分がされた事例に対する裁判所の判断であり、また、上記判決後に、法63条返還に基づく費用返還の取扱いが生活保護行政を所管する厚生労働省によって変更された事実も認められない。

したがって、上記判決に係る請求人の主張は、本件処分の取消理由として採用することができない。

ウ 請求人は、相続意思確認の書類はメモ文書の範疇で効力はない、とも主張する。

しかし、当該書類は、文書の収発番号や公印がなくても福祉事務所の職員が職務上作成した公文書である。そして、請求人は、当該書類により被相続人Aの死亡を知り（請求人が当該書類を受領したことは、請求人が電話問合せをしたとの反論書の記載からも明らかである。）、その後3か月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をしなかったのであるから、これらの事実を踏まえて、処分庁が請求人を被相続人Aの相続人の一人と特定したことに違法又は不当な点はない。

したがって、この点に係る請求人の主張は、本件処分の取消理由にはならない。

エ 上記アないしウ以外の請求人の主張（処分の時期が遅すぎることに、電話問合せに対する説明が口頭のみで不十分なことに、処分庁からの文書は確認文書と本件処分通知書の2通のみであること）が本件処分の適法性に影響するとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一